

令和4年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第3号）

令和4年6月15日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	常世田 正 樹	2番	伊 藤 春 美
3番	菅 谷 道 晴	4番	戸 村 ひとみ
5番	伊 場 哲 也	6番	崎 山 華 英
7番	永 井 孝 佳	8番	井 田 孝
9番	島 田 恒	10番	片 桐 文 夫
11番	遠 藤 保 明	12番	林 晴 道
13番	宮 内 保	14番	飯 嶋 正 利
15番	宮 澤 芳 雄	16番	伊 藤 房 代
17番	向 後 悦 世	18番	景 山 岩三郎
19番	木 内 欽 市	20番	松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	米 本 弥一郎	副 市 長	飯 島 茂
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	椎 名 実
行 政 改 革 推 進 課 長	榎 澤 茂	総 務 課 長	小 倉 直 志
企画政策課長	柴 栄 男	財 政 課 長	山 崎 剛 成

社会福祉課長	椎 名 隆	子育て支援課長	多 田 英 子
農水産課長	池 田 勝 紀	建設課長	浪 川 正 彦
都市整備課長	飯 島 和 則	上下水道課長	多 田 一 徳
教育総務課長	向 後 稔	生涯学習課長	伊 藤 弘 行

事務局職員出席者

事務局 長	穴 澤 昭 和	事務局 次長	金 谷 健 二
-------	---------	--------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（木内欽市） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（木内欽市） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 菅 谷 道 晴

○議長（木内欽市） 通告順により、菅谷道晴議員、ご登壇願います。

（3番 菅谷道晴 登壇）

○3番（菅谷道晴） おはようございます。議席番号3番、菅谷道晴でございます。

令和4年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今回、私は水道事業について3点の質問をさせていただきます。

（1）水道事業ビジョンの概要について。管路更新スケジュールはどうなっているかお尋ねします。

（2）断水対策について。埋設管で最も古い管は何年たっているか。また、市内で破損した場合の対応はどうなっているかお尋ねします。

（3）水道料金への影響について。埋設管交換に伴う水道料金の値上がりが予想されますが、幾らくらいになる想定かお尋ねします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

再質問については質問席で行います。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の一般質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1、水道事業についての（1）水道事業ビジョンの概要について。

旭市水道事業ビジョンは、安全、強靱、持続の三つの観点から、令和2年度から令和11年度までの10年間の水道事業の目指すべき方向性を明らかにし、計画的に施策を推進するための事業方針となります。

水道事業ビジョンにおいては、管路を含めた施設設備の重要度や、機能診断結果等も考慮した優先度に基づき、財政とのバランスを勘案しつつ合理的に実施していくこととしております。管路につきましては、基幹管路及び重要給水管路の耐震化、各配水場の相互融通のためのループ管構築、配水区域適正化の管路整備、それらを順次実施していく予定になっており、更新事業については、既に昨年度から実施をしております。管路の更新を水道事業ビジョンの計画期間内に終えることは難しいため、長期的に取り組んでまいります。

続きまして、（2）の断水について。

本市水道事業で最も古い埋設管は42年を経過しております。埋設管の破損による漏水等が発生した場合には、市内30事業所で構成されている旭市指定水道工事組合と連携し、休日や夜間であっても迅速に復旧工事を行う体制を整えております。断水を伴う場合には、給水車や給水バッグによる非常時の給水体制を整えております。また、広範囲の断水を伴う大規模事故の場合は、千葉県水道災害相互応援協定により、千葉県水道局をはじめとして他の水道事業体から給水車等の支援を受ける体制を整えております。

続きまして、（3）の水道料金への影響についてですが、現在の水道事業ビジョンでは、計画期間内での水道料金の改定は不要と試算しております。試算の限度額の中で優先順位をつけ更新を行ってまいります。引き続き財政状況や経営環境等を注視し、必要に応じて適正な対応を検討いたします。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） それでは、（1）の水道事業ビジョンについて再質問させていただきます。

管路更新に伴う概算費用はどのくらいを見込んでいるかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 管路更新には、40年間で400億円以上の費用がかかるものと見込んでおります。水道事業ビジョンの計画期間の10年間では約60億円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） それでは、1の（1）について再々質問をさせていただきます。

10年間の概算費用として約60億円になるとありましたが、財源の確保はできているかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 水道事業ビジョンの財政推計により、計画期間内では企業債の借入れや国庫補助金を有効に活用することにより、留保資金の範囲内で実施できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） （1）について、4回目の質問をさせていただきます。

必要な留保資金まで使ってしまった場合は、将来の水道事業会計に与える影響も大きいかと考えます。国・県の補助金をさらに拠出していただくように働きかけるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 現在、旭市の人口は徐々に減少しており、将来的には水道の使用水量も減少し、それに伴い水道収入も減少していくことが想定されますので、今後、補助金をさらに拡充していただけるよう国・県に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） 次に、（2）の断水対策について再質問させていただきます。

水は人間にとって最も重要なライフラインとなります。有事の際に迅速に対応できるように、SNSなどを使用して、何々地区は現在水道が使用できるとの案内を即座に更新していただき、旭市民の命と暮らしを守る万全の対策を講じることが大切です。

そこで、水道管等が破損した場合、給水車等に対応するとありましたが、1台の給水車で

何世帯分の供給が可能なのかお尋ねします。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 給水車1台で給水できる世帯数ですが、1日に必要な1人当たりの飲料水を3リットルといたしますと、約300世帯に供給できるものと考えております。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） （2）について再々質問させていただきます。

ただいまの答弁で、1台の給水車で約300世帯分ということではありますが、大規模な断水が生じた場合には対応が厳しくなるものと考えます。そこで、ループ化といいますか、広域化、近隣市と連携も考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の再々質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 断水を回避するために、市内の各配水場を相互融通するためのループ化の整備については優先度の高い事業と位置づけ、順次実施してまいります。断水防止のための近隣市町とのループ化は、各市町の水道施設の供給能力に他市町を応援できるほどの余力を持たないことから、難しいものと考えております。

断水時の近隣市との連携については、かねてより協力体制を築いてまいりましたので、引き続き協力体制を維持してまいりたいと思います。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） （2）について4回目の質問をさせていただきます。

私は、2市1町の水道企業団の議員をしています。近年、旭干潟地区ルート水道企業団の埋設管の老朽化により2度破損し、約1万5,000世帯、飲食業なども被害を受けました。今後も、老朽化のほかに車両の大型化による破損も加わることが予想されます。私としては、3度目があってはならないと考えます。前倒しで旭干潟地区ルートの布設替えを積極的に推進してまいります。

市長も水道企業団の議員でありますので、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いします。

○議長（木内欽市） 市長。

○市長（米本弥一郎） 東総広域水道企業団の送水管漏水に起因する大規模断水事故につきましては、市民の皆様にご迷惑をかけ、大変申し訳なく思っております。この場をお借りしまして改めておわび申し上げる次第です。

このような事故が今後起きないように、強く東総広域水道企業団に要請するとともに、旭市の関係する送水管の更新計画を前倒しするよう企業団に強く要望いたしました。その後、企業団より、送水管更新計画前倒しに係る国交付金申請に必要な整備計画を提出した旨、報告がございました。今後、経過を見守りたいと考えております。

旭市関連の送水管の更新が順調に進むよう、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） 次に、（3）の水道料金への影響について再質問させていただきます。

今でも旭市は水道料金が高いと言われていますが、料金を少しでも抑えられる方法はないのでしょうか。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の再質問に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 将来的な料金改定を少しでも遅らせる方法といたしましては、国の補助金の活用や経営努力による経費の削減等があり、現在も取り組んでいるところでございます。

また、経営基盤の強化や高料金対策として、一般会計から繰出金を受ける方法もあります。繰出金のうち、経営基盤の強化に関する管路や施設の耐震化事業などに対するものについては、交付税等を措置されるものがあり財源的に有利であるため、該当する事業については活用してまいりたいと考えております。

また、高料金対策に対する繰出金については既に受けており、この繰り出しを要件とする県の高料金対策補助金とともに活用することにより、水道料金を抑制してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） それでは、（3）の再々質問をさせていただきます。

市として、水道料金を少しでも抑えるため、財政調整基金を活用することはできないのでしょうか。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の再々質問に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、財政調整基金の活用ということでございますので、財政課よりお答えいたします。

先ほど上下水道課から回答がございましたとおり、本市では水道料金を抑制し利用者の負担軽減を図るため、一般会計から水道事業会計に対しまして高料金対策として基準外の繰り出しを行っているところでございます。この繰出金は一般財源を財源としておりますが、この中には、当初予算で既に計上している財政調整基金からの繰入金も含まれております。菅谷議員のおっしゃる今後の財政調整基金の活用、つまり一般会計からの繰出金の増額につきましては、地方公営企業法の独立採算という原則に従い、まずは水道事業会計の中で計画に沿った事業運営、経営努力をしっかりと行っていただき、その上で今後の状況等を見ながら判断していくことになるものと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員。

○3番（菅谷道晴） 分かりました。

最後に申し上げさせていただきますが、5月27日の新聞報道によりますと、九十九里南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道が統合に向けた具体的な協議に入ったと。今後、人口減少による料金収入の減少や、老朽化した設備に係る多額の更新費用が見込まれ、水道料金の上昇につながりかねない。このため、運営を効率化し費用を減らすことで経営基盤を安定化させるため、統合に向け動き出したとしています。

私は、東総地域においても水道事業体の統合、広域化の取組が不可欠と考えます。管理部門の集約などを進めてコストを削減するとともに、統合することにより対象となる国の交付金を老朽化が進む市内水道管の更新費用に充てることで水道料金の上昇を抑制し、水道事業の基盤強化を図ることができると考えます。引き続き、市民にとって安全で良質な水の供給体制を確保できるよう進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（木内欽市） 菅谷道晴議員の一般質問を終わります。

菅谷道晴議員は自席へお戻りください。

◇ 崎 山 華 英

○議長（木内欽市） 続いて、崎山華英議員、ご登壇願います。

（6番 崎山華英 登壇）

○6番（崎山華英） おはようございます。議席番号6番、崎山華英です。

通告に基づき一般質問を始めます。

項目は大きく五つです。

一つ目、放課後児童クラブについて。

昨年9月の一般質問で、利用保護者向けのアンケートを提案させていただきましたが、昨年末から今年初めにかけてアンケートを早速実施していただきました。今回その結果を踏まえて質問をいたします。

(1) 保護者の利用負担軽減について。

利用料について、非課税世帯や生活保護を受けている世帯が利用料免除となる以外、現状は特別の軽減措置はないかと思えます。家庭によっては児童クラブに行くのが週二、三日だけなので、月半分以下の利用でも1か月分の利用料を払うことに抵抗があり、やむを得ず子どもだけで週何日か留守番をさせているというご家庭もあります。

また、双子以上の多胎児家庭や小学生同士のきょうだいと同時に入所されている場合は、多くの負担があります。アンケートからも、利用料を日割りにしてほしいとの意見が一部ありましたが、柔軟に利用料の減免等検討ができないか、お尋ねいたします。また、ひとり親家庭に関しては、当該保護者が就労することが必然のことと思えますので、利用料を免除もしくは減免措置できないか伺います。

(2) 放課後の子どもたちの居場所として。

子育て支援課より頂いたデータでは、今年3月に市内の保育所等で保育を受けていた年長児数は378人、一方、教育総務課より頂いた、同年4月に市内の新入生で児童クラブに入所した児童数は233人、その差は145人となりました。市外の小学校に入学されたお子さんの中にはいらっしゃるかもしれませんが、今年の春、保育を受けていたにもかかわらず、入学後に児童クラブに入所されなかったお子さんがたくさんいらっしゃる事が分かりました。

こういった入所希望をされなかった児童に対し、入所をしなくても家庭での保護が十分か確認はできているのか。保育と違い利用料がかかることや、保育園のときと違ってお迎えの時間が間に合わないなどで利用できず、やむを得ず子どもだけで留守番することがないのかなど、家庭での十分な保護を受けられているのか実態を把握すべきと考えますが、市の見解を伺います。

次に、大きな項目2、子育て支援の充実について。

(1) ファミリーサポートセンター事業の実施予定について。

共働き、核家族世帯の増加、生活スタイルの多様化により、保育所や児童クラブなど、既存の子育て支援サービスだけではカバーし切れない状況が多くあります。その中で、ファミ

リーサポートセンター事業へのニーズは多いと考えます。今後実施の予定はあるのか、またストップ少子化大作戦の子育て支援は、具体的にどのようなものを今年度新たに考えているのか、併せてお聞きします。

大きな項目 3、公立保育所の安全と情報伝達効率の向上について。

(1) 公立保育所保育士の附帯業務軽減について。

保育所等において、子どもがいないことに気づかず長時間置き去りや行方不明、最悪の場合、亡くなる事故を報道で耳にします。保育指導時の円滑なコミュニケーションが何より大切と思いますが、保育以外の附帯業務を保育士から極力減らすことも重要と考えます。

現状、公立保育所には用務員がいないことについて、遊具の点検や施設内の保全を日常的に行っているのは保育士になると思いますが、保育士の方にはあくまで保育に集中していただき、施設内保全は専任の職員を置くことで一層の安全管理が図れると考えます。事故予防の観点から、各所内に用務員を設置することはできないのかお尋ねいたします。

(2) 公立保育所の緊急連絡網について。

現在は電話による伝言方式を採用していることについてですが、各家庭へ電話連絡網の用紙が配られ、同じ班の子どもの名前、両親や両親の職場の電話番号が知らされる状態であること。また、年度替わりに昨年度分の連絡網の廃棄が各家庭に任されてしまっていること。これは個人情報の扱いとして不適切な上に、いざ災害等混乱時には機能しにくいおそれがあることから、一律に廃止すべきと考えますが見解を伺います。

大きな項目 4、公園の維持管理について。

(1) 市内の公園によって所管の課が違うということは認識しておりますが、市内の全ての遊具について、何らかの故障があるなどで使用不可になっている情報は、どこか代表の課で取りまとめて管理をしているのかお尋ねいたします。

大きな項目 5、地域共生社会の実現について。

(1) 課のまたがる課題の情報連携について。

生活困窮、8050問題やヤングケアラー、育児と介護のダブルケアなど、地域の課題は一つの課で対応し切れないことも多くあります。現状一つの課では対応し切れないケースや、制度の縦割りによって効果的に支援ができないケースを整理し、キャッチできる仕組みができているのか。担当課がまたがる課題について、本市ではどのように対応し情報を連携しているのかお尋ねいたします。

以上 5 項目、それぞれ再質問は質問席で行います。何とぞ分かりやすい答弁をよろしくお

願いたします。

○議長（木内欽市） 嶺山華英議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課から、1の放課後児童クラブについてお答えいたします。

まず、（1）の保護者の利用負担軽減についてですが、現在放課後児童クラブ受託料につきましては、利用日数などによる日割り計算を行っておりません。ただ、保護者の負担軽減策として、受託料を近隣市よりも1,000円から2,000円ほど低く設定をしております。また、生活保護世帯、住民税非課税世帯の受託料を全額免除するなど、近隣市よりも手厚い減免対応をしております。

ひとり親世帯の支援につきましては、所得の低い世帯については同様に減免措置をしておりますが、所得にかかわらず減免することは、負担の公平性等の観点から難しいものと考えております。日割り計算やその他、2人以上の入所の減免につきましては、近隣市の状況などを確認しまして、子育て世帯への支援として何ができるか検討していきたいと考えております。

続きまして、（2）の放課後の子どもたちの居場所として、入所しなかった児童の状況把握についてでございます。

放課後児童クラブを利用しない世帯への状況調査は現在行っておらず、状況把握はできておりません。しかしながら、市では、多くの子育て世帯に放課後児童クラブをご利用いただくため、例年市内保育所、幼稚園等の年長児保護者に対しまして個別に加入申込書を配布いたしまして、市の広報やホームページでも周知に努めております。また、昨年度からは延長保育を導入し、朝の利用時間を朝7時30分に、夜を6時30分まで拡充するなど、保護者の声を反映した取組を進めております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） それでは、子育て支援課からは、大きな2番、子育て支援の充実についてのうち、（1）ファミリーサポートセンターの実施予定とストップ少子化大作戦についてお答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、第2期旭市子ども・子育て支援事業計画において、令和6年度事業開始を目標としておりまして、今後先進地を視察するなど実施

に向けて取り組んでまいります。現状では、類似する事業といたしまして、日中にお子さんの保育を希望される場合には各保育所の一時預かり保育がございますので、ご利用いただきたいと考えております。

また、ストップ少子化大作戦における新たな子育て支援といたしましては、SNSでの子育て情報の発信や、本年5月にオープンしましたおひさまテラスでの、保護者同士の情報交換や子育て相談ができる出張ハニカムの実施を予定しているところでございます。

続いて、大きな3番、公立保育所の安全と情報伝達効率の向上についてのうち、(1) 用務員の設置ができないかというご質問にお答えいたします。

保育士に対しましてご配慮をいただきましてありがとうございます。

今のところは用務員を設置する予定はございませんが、今年度の新たな取組としまして、シルバー人材センターには園庭の草取りの委託をお願いする予定でございます。遊具点検につきましては、子どもたちの安全のため必要な業務と考えているところでございます。

続きまして、(2) 電話緊急連絡網について、廃止すべきではないかのご質問にお答えいたします。

現在の緊急時の連絡手段といたしまして、保護者への一斉メールを保育所のパソコンから送信しております。また、保護者への一斉メールだけではなく、停電や大規模災害時ではパソコンが使用できない状況も想定され、緊急電話連絡網も重要な連絡ツールと考えているところです。今後、緊急連絡網として使用する旨は保護者の皆様へしっかりお示しし、個人情報保護に配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 都市整備課からは、4の公園の維持管理についてお答えいたします。

公園につきましては、都市整備課の管理する都市公園、農水産課の管理する農村公園、子育て支援課が管理する児童遊園などがございますが、各課それぞれが管理していることから、使用禁止となっている遊具につきましても同様に各課での管理となりまして、取りまとめでの管理は行っておりません。

以上です。

○議長（木内欽市） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 5の地域共生社会の実現に向けて、(1) 課のまたがる課題の

情報連携についてです。こちらは複数課にまたがる内容ですが、社会福祉課が代表してお答えいたします。

福祉制度や福祉施策は、高齢者、障害者、児童、生活困窮者といった属性や要介護、虐待、生活困窮などといったリスクごとに設けられ、その内容は質量ともに充実してきました。そして今、少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進む中、社会的孤立をはじめ、生きる上で困難はあるものの既存の福祉制度では支援の対象となりにくいケースや、いわゆる8050やダブルケアなど複数の生活上の困難を抱えるケース等、全体を捉えて支援する包括的なシステム構築と発展が求められております。

本市では分野ごとに相談窓口を設けておりますが、複雑化・複合化した課題に対しては全分野で包括的に受け止め、つなぎ合い、さらに関係機関と情報連携を図り問題解決に取り組んでおります。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ご答弁ありがとうございます。では、順番に再質問に移ります。

大きな項目1、放課後児童クラブについて、（1）の利用料の検討についてですけれども、日割りについてぜひ検討していただきたいと思います。

利用者の負担軽減の観点から、再質問としまして学校の長期休業中のお弁当支給について、今回やっていただいたアンケートでも数件要望があり、要望を書かれなかった利用者の中にも、毎日のお弁当の負担を少しでも減らせるなら利用したいという潜在的なニーズもあると考えますが、今後民間との連携等で導入を実施できないかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 夏休みなどの長期休業中のお弁当につきましては、現在保護者の皆様に児童のお弁当を持参するようお願いをしております。仕出し弁当などを支給することについては、お弁当を配達する業者の選定や発注管理、料金徴収などの課題が考えられます。また、衛生面や食物アレルギーなどへの配慮も考慮しなければならないと思われれます。

ただ、民間委託している市町村などでは、保護者がスマートフォンでお弁当を発注し、子ども向けのお弁当を放課後児童クラブに届ける仕組みがあると聞いております。議員おっしゃるとおり民間委託、アウトソーシングも、保護者のニーズに柔軟に対応するために必要な手法と思われれますので、本市での実施が可能かどうか検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。ぜひ検討をよろしく願いいたします。

次に、（2）の再質問です。

利用についてのお知らせを、周知のほうを何度かけても、利用を希望されない、できない保護者からすれば、あまり意味がないことと思います。利用者以外に対して、もう少し要望をキャッチする機会をつくれませんか。少なくとも100人以上の子たちが1年生になった途端に保育を必要としない状況は、全く問題ないこととして見てよいのか。

といいますのも、入所されない児童本人の状況だけでなく、その裏に年齢の大きな兄や姉が下の子の面倒を見ている状況が、場合によってはヤングケアラーとなっているケースも考えられます。つい最近まで保育園児だった子たちが放課後児童クラブへ入所しなかった場合に、帰宅後どのように過ごしているのか、せめて実態把握をするべきと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 利用者以外の要望のキャッチ、利用していない子どもたちの放課後の状況などを把握する調査については、利用していない家庭のプライバシーに配慮する必要もありますので、非常にデリケートな部分があるかと思います。しかしながら、把握の調査をどのようにすべきか今後研究するとともに、さらに利用についてのPRに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

それでは再々質問、放課後児童クラブにおいて集団行動が難しい児童に対し、児童クラブではどのようにフォローしているかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 放課後児童クラブは、保護者が労働等により日中家庭にいない児童をお預かりする保育事業で、利用者一人ひとりの人格を尊重して運営しているものです。集団生活が難しい児童へのフォローにつきましても、保護者や小学校と情報共有を行いつつ、どのような対応が必要であるか検討するとともに、状況に応じて支援員の増員を行って

おります。

本市児童クラブでは、保育士や教員免許状を有するもののほか、千葉県が開催する放課後児童支援員認定資格研修の受講者を配置していますが、今後は、特別支援を必要とする児童受入れのため、民間事業者が開催する研修等を受講させ、きめ細やかな対応をしたいと考えております。なお、研修にかかる出張費やテキスト代などは市が負担をしております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 研修は早い段階で、できる限り全ての支援の方が受講できるように促してほしいと思います。また、保護者の心配事、支援員の方の感じる課題等を丁寧に聞いて対応していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

（2）について4回目の質問となります。今回のアンケートで一番多かったのが、宿題の補助や遊びの充実を図ってほしいとの要望でした。また、現状では、児童クラブに入っている子といない子で放課後の過ごし方に分断が起きています。そして、高学年になると児童クラブには入らずに、おのおの子どもだけで過ごす児童も多くいる中で、子どもたちの放課後の過ごし方を地域とも連携して充実させていくべきと考えます。

厚労省と文科省で共同で発表された新放課後子ども総合プランにもあるとおり、小一の壁の解消のみならず、いわゆる児童クラブを抜けてしまいがちな小4の壁をなくしていくためにも、今後は児童クラブに入っていない児童も利用できる放課後子ども教室を、放課後児童クラブと連携して行うことが必要であると考えます。今年度より市内5校をモデル校として地域学校協働活動が実施されるとのことですが、単発型のイベントとしての立ち位置でとどまっているかと思います。今後の展望として、放課後子ども教室の活動が、毎日とまではいなくても、毎週日常的に学校内で実施されるようなことはあるのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 旭市では、放課後に学校の余裕教室を活用した放課後子ども教室は実施しておりませんが、ストップ少子化大作戦の事業として、今年度から導入に向けて準備を進めている地域学校協働活動の中で、放課後における学習や体験活動をサポートしていただけるボランティアの確保などの状況を踏まえて、地域の実情に応じて進めてまいりたいと考えております。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。地域の実情ということで、地域の人材がどれぐ

らい入ってくれるのかまだ分からない状況だとは思いますが、ボランティアの方はもちろん、手を挙げてくださる民間の団体もいらっしゃると思いますので、補助金等も活用しながら積極的に連携していただきたいと思います。

大きな項目2、子育て支援の充実のためにのほうに移りたいと思います。

(1) ファミリーサポートセンター事業については、令和6年度実施ということで承知いたしました。さらに深くお聞きしたいところだったんですけども、まだ詳細については協議が始まっていないということなので、別の機会にしたいと思います。

公式LINEですとか出張ハニカムについても、前回定例会予算審議の際に新たに始まる事業として既にお聞きしているところでしたけれども、それ以外には特別何か始まったり体制が変わるものはないということで理解いたしました。

ファミリーサポートセンター事業もそうですけれども、核家族化が進む中で、子育てをもっと気軽に誰かにお願いできる環境が、単なる子育て支援や少子化対策だけでなく、何より子どもの虐待防止につながる大事な役割だと思います。

そこで再質問なんですけれども、本市で行っている一時預かり保育事業で、リフレッシュ利用の方の数をお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 令和3年度の一時的預かり保育の利用総数につきましては、延べ537人となっております。そのうち、リフレッシュ等の私的理由による一時的預かり保育の利用者は延べ215人ございました。利用者全体では、約40%が私的理由による利用者となっているところでございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、4月から順次稼働が始まりましたイオンタウン旭の中にあります多世代交流施設おひさまテラス内の託児スペース、ベビーキャンプは、まさに主にリフレッシュを目的とした託児利用が多く見込まれると思います。現状は、おひさまテラス内の有料スペースを利用される場合に無料で利用できるとなっておりますが、今後イオンタウン内のお買物や美容室等のサービスを利用の場合でも預かり可能となるということで、より一層の子育て支援につながり、おひさまテラス内のブースを利用する機会が増える効果にもつながると考えます

が、今後の予定をお聞かせください。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） おひさまテラス内の一時預かり機能でありますベビーキャンプですが、これは6月1日から本格運用を開始したところであります。利用対象者につきましては、有料レンタルスペースの利用者や施設主催のイベント参加者がお連れになる生後6か月から小学校就学前までの子どもとしております。また利用定員ですが、1歳までの子どもが5人まで、2歳から小学校就学前までの子どもが7人までの合計12人となっており、これを3人の保育士でお預かりする体制となっております。

ご質問の利用対象者の拡大ですが、本格運用を開始してからまだ2週間でありますので、まずは現在の利用設定での利用状況を、ある程度の期間見ていきたいと思っております。その上で、余力がありそうだと判断できれば、段階的に利用対象者の拡充を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

大きな項目3について、公立保育所の安全と情報伝達効率の向上のために。用務員についてですけれども、現状はシルバー人材にお願いしているということで、できましたら、もう少し保育士の方の業務軽減について検討していただきたいなと思います。

では再質問で、保育所の侵入対策についてお聞かせいただきたいと思います。不審者の侵入は絶対ないとは言い切れませんし、恐らく地震や火災の訓練に比べて訓練頻度が少ないことも心配しているところです。保育所においては、現状ほぼ女性職員だけになると思うんですけれども、その中で不審者等の侵入対策はどうしているのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 不審者の対応といたしましては、全ての公立保育所に防犯カメラとさすまたを2本設置しております。有事の際には、まず児童を安全な屋内に移動させ、速やかに別の職員が警察署等に連絡をいたします。さらに、内部侵入された場合には、状況に応じてさすまたでの対応も想定しております。

また、今年度は、公立保育所1か所で、児童と各保育所の保育士を対象にいたしまして千葉県警による防犯講習会を実施いたします。その際には、さすまたの効果的な使用方法につ

いても学ぶ予定でございます。

以上でございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。たしか、さすまたの訓練はコロナの影響で延期となってからかなりたっていると思いますので、早めに、できれば全保育所でやっていただきたいなと思います。

防犯カメラについても、ついているということが分かるだけでも抑止力になると思いますので、いま一度、取り付けられている位置についても、現状でいいか再検討していただけたらなと思います。

（2）の緊急電話連絡網について。一応、廃止にはしないで残しておくということで、分かりました。できたら、停電時ですとやっぱり電話も結局はつながらないこともありますので、あまり意味がないのかなとは今思っております。

では、再質問としまして、答弁にもいただいたとおり、近年は保育所で連絡メールが導入されているとは思いますが、連絡が一方通行なので、見てもらえたか、保育士が保護者一人ひとりに結局のところ聞かないと確認ができないという難点があります。

そこで、掲示板や一方通行のメールではなくて、保護者からの返答や記録済みを知らせられる連絡網専用メールや連絡網専用のアプリを採用したほうが、保育士の附帯業務軽減につながり、情報の確実な伝達のためにもよりよい方法と考えます。民間保育園ではかなり前から採用しているところがほとんどだと思うんですけれども、公立保育所でも導入ができないのかお尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 開封確認が可能なメールシステムの導入につきましては、保護者と保育所が安心できるように、災害時等の状況を想定しながら、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ぜひご検討をお願いいたします。

時代の変化に伴って、せっかくもっとよい方法があるのに、保育士と保護者両方にとっても負担や無駄になっていることは、ほかにもあると思います。運営が独立している民間保育

園とは違って公立保育所はたくさんあるので、ルールを改変するには手間があるのかと思いますけれども、今後保育所の再編をぜひよい機会にさせていただきまして、細かなルールなどをいま一度見直すということも積極的にお願いしたいなと思います。

では大きな項目4、公園の維持管理について再質問したいと思います。

現在、情報を取りまとめている課はないということで、承知いたしました。

再質問としまして、修繕中などで現在使用できない遊具について、ホームページでまとめて公開している自治体も見受けられます。あらかじめホームページ等で見て分かっていたら、行って見て、壊れていてがっかりするということも減るかと思えますし、遊具で遊べない代わりに何か遊べる道具を持っていく等の対応を、家庭でできると思えます。また、担当課がばらばらなままでは管理している公園の状況だけしか見えず、市内全体の公園の修繕状況がつかめていないように感じます。

そういったことから、取りまとめの課を決めて、定期的に遊具等の状況をホームページ等で分かりやすく情報公開すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） ご指摘のとおり、現在の公園に関する情報の提供は不十分であると認識はしております。公園利用者の利便性向上のためにも、各課の管理する公園に関する情報につきましても一括して掲載して、ホームページで公開していくという方法を取りたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。

再々質問なんですけれども、修繕対応待ちの遊具を実際に見に行きますと、老朽化によるものもほとんどなんですけれども、中には適切でない使用により壊れているような箇所もあります。不適切な使用への対策は各課でどのようにしていらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 都市公園の遊具につきましては、不適切な使用などによる事故や遊具の破損を防ぐため、安全に使用するための注意喚起を掲示しております。定期的な点

検も実施している状況ではございますが、遊具本来の目的とは異なる遊びに用いて使用されることもありますので、破損した遊具があった場合には、これまでどおり早急な修繕を実施して対応していきたいと考えております。

今後、老朽化等により遊具を更新する際には、破損のおそれが低減できるような構造の遊具の導入も検討し、より快適で安全な遊具の利用を確保できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。もし頻度が高い場所はカメラの設置や、都度壊れにくい遊具に切り替えていただくなどの対応も必要になってくるかと思います。予算の問題ですとか、遊具所有者が市なのか県なのかによっても対応が様々だとは思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

最後に大きな項目5、地域共生社会の実現について、お答えいただきありがとうございます。

再質問としまして、例えば、実際に課題を抱えている方に対して支援を行っている現場の方のお声を聞きますと、現状の仕組みでは、複合的な課題を抱えている方や家族に対し、あくまで自分が専門とする事柄についてしか対応できないという課題があります。属性を問わない相談窓口の設置や、各補助金の目的外使用等のおそれなく、創意工夫した事業実施が可能となることから、重層的支援体制整備事業の実施をする必要があると考えますが、先進事例として、市原市や松戸市などで行っているこちらの事業を、今後旭市でも実施の予定はあるかお聞かせください。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の再質問に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 社会福祉法の改正によりまして、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する重層的支援体制整備事業が令和3年4月に創設されました。

本市では、関連分野を近くに配置し、柔軟に連携の取れる新庁舎で支援課題を全庁で包括的に受け止めてつなぎ合い、さらに関係機関等と連携、協働することで、困難を一人で抱え込まないための解決に向けた支援の充実を目指しております。

重層的支援体制整備事業につきましては、今後も先進事例を注視し、地域の実情にマッチする取組の研究と事業の必要性の検討を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員。

○6番（崎山華英） ありがとうございます。ぜひ検討をお願いいたします。

では、今後さらに勉強しながら、提案を交えた質問をできたらよいなと思っております。

以上で私からの一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（木内欽市） 崎山華英議員の一般質問を終わります。

崎山華英議員は自席へお戻りください。

◇ 井 田 孝

○議長（木内欽市） 続いて、井田孝議員、ご登壇願います。

（8番 井田 孝 登壇）

○8番（井田 孝） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、井田孝でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、令和4年第2回定例会にて一般質問をいたします。

質問事項1、都市計画区域の制定について質問いたします。

（1）都市計画見直し支援業務の今年度の業務内容はどうなっているのか、これまでの経過と今年度の業務内容についてお聞きします。

（2）都市計画の見直しにおいて、現在都市計画区域外の地域においては道路がなくても建物は建てられます。しかし都市計画が制定されると、現況4メートル幅員のない市道に面する敷地においては確認申請の許可が下りず、建物が建てられません。そのためにも、都市計画の見直し業務と同時に、建築基準法第42条第2項道路の指定に向けた調査を速やかに実施すべきではないかと考えます。市の見解をお聞きします。

質問事項2、旧海上中跡地について質問いたします。

（1）現在の維持管理の方法と、業務委託をしているのであれば、その金額は幾らなのかをお聞きします。

（2）更地になってからかなりの時間が経過していますが、今後の利用計画はどう考えているのかをお聞きします。

1回目の質問は以上です。

再質問は質問席において行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

○議長（木内欽市） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き井田孝議員の一般質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） それでは、1、都市計画区域の制定についてお答えいたします。

まず、（1）の都市計画見直し支援業務のこれまでの経過と業務内容ということですが、現在までの状況につきましては、公募型プロポーザル方式による業者選定を4月から実施いたしまして、国際航業株式会社千葉支店を契約の相手方として選定いたしました。今後は、業務内容などについての調整を行い、近日中に契約締結の予定でございます。

本年度は、上位計画である旭市総合戦略や都市計画区域マスタープランとの整合を図るため、資料収集や整理・分析を行い、都市計画区域の指定方針を決定いたします。あわせて、近年の建築動向を整理するため既存資料の活用と現地確認を行い、不適格となり得る建築物を洗い出しまして、課題について分析、把握を進めてまいります。

続きまして、（2）の建築基準法第42条2項道路の取扱いについてでございます。建築基準法第42条第2項の道路は、千葉県が指定した幅員4メートル未満の道路で、この道路沿いの敷地で建築を行う際は、原則として道路の中心から2メートルを道路とみなし、セットバックが必要となります。

都市計画区域の見直しにより市内全域が都市計画区域となれば、旭・飯岡・干潟の地域でもこの2項道路の取扱いが出てまいります。そのため、今回の見直し業務の中で道路調査を実施し、都市計画区域の指定と同時に、千葉県が2項道路の指定を行えるよう連携、協力しながら業務を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） それでは、大きな項目の2番、旧海上中跡地について回答いたします。

（1）現在の維持管理の状況についてでございますが、敷地内の除草作業をシルバー人材

センターに、敷地外周の樹木剪定作業を造園業者にそれぞれ委託し、年1回作業をお願いしております。委託料は、除草作業と剪定作業を合わせて令和2年度は約35万円、令和3年度は約26万円となっております。

続きまして、(2)今後の利用計画についてでございます。旧海上中学校跡地につきましては、平成30年に旧中学校跡地利用検討委員会から、民間活用による住居系を中心とした複合的施設という方向性が示されております。また、令和3年に策定された学校再編基本方針の中では、小・中学校の再編に取り組む中で、近隣市有地等の有効活用ということで、統合学校の候補地の一つとして検討されておりますが、現時点ではより具体的な利用計画が決まっていない状況でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 一部発言を訂正いたします。

先ほど井田議員の質問の中、(2)建築基準法第42条第2項道路の取扱いの区域の中で、海上・飯岡・干潟地域と言うべきところ旭・飯岡・干潟地域とってしまいました。旭地域でなく海上地域となります。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 質問事項1、(1)について再質問いたします。

課題の分析、把握という観点からお聞きします。海上・飯岡・干潟地区が都市計画区域となると、一般住宅等の小規模の建物にも確認申請が必要となります。今まで確認申請が不要であったことで、本来なら必要である千葉県条例第2章のがけ条例の審査に及ばなかった建物も、がけ条例の基準をクリアしなければ確認申請が下りなくなります。

近年の集中豪雨や大地震による土砂災害の被害を防ぐためには大変重要な条例ではありますが、現在、崖上、崖下に住んでいる方々が、がけ条例により建物を建てられる範囲が限られたり、極端に言うと代々住んできた土地に建物を建てられない可能性も出てきます。

都市計画の更新を進めていく中で、そういう土地に住まわれている市民の皆様に、そこまで周知し説明を行うのかをお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 県条例で定められた建築規制となる、いわゆるがけ条例であり

ますが、これは都市計画区域にかかわらず現在も旭市全域が適用範囲となっております。崖付近に建築する場合には、条例による建築範囲や構造を遵守することで建築が可能となりますので、このような手続についても周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では3回目の質問をいたします。

都市計画見直しについては、業務を進めていく間に、再質問でも述べたほかにも多種多様にわたる課題が出てくる可能性もあります。委託業者に頼るだけでなく、地元の情勢を把握している建築士会、建築士事務所協会や宅建業界等の民間団体との意見交換を行う場を設ける予定はあるのかをお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 都市計画の見直し業務を進める上で、貴重なご意見を伺える機会になると思います。業務の進捗を見ながら、意見交換の場を設けていければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、質問事項1、（2）について再質問いたします。

ほかの自治体で、2項道路に接する敷地であったのに、建築確認制度による完了検査を受けずに塀などが残され、セットバックされていない事例がありました。そういう場合に何か対応策を考えているのかをお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） セットバックが行われているかどうかの確認は、千葉県また民間指定の確認検査機関が実施する完了検査時に確認することとなっております。完了検査は、確認申請を行う際に必ず受検することを指導しているとのことでございます。

市としましては、これまで以上、建築確認申請者への指導を強化していただけるよう千葉県へ働きかけていくとともに、市民の皆様にもセットバックの必要性についてさらなる周知を図り、確実な履行がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） 3回目の質問をいたします。

現状4メートル幅員のない2項道路に対し、セットバックして4メートル道路をつくるということは、建築主自身のためでもあります。大きくは市の道路整備の基礎となる部分にもなります。旭市内でよく見かけるマキ塀を撤去し移設するには多くの手間と費用がかかるものと思われ。塀などを撤去し、セットバックを行って道路用地を確保してくれる人に対し、その撤去費用の一部に当たる部分でも、市から補助金等を交付できないのかをお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 2項道路におきましてセットバックを行うことは建築基準法に定められておりまして、道路となる範囲内にある塀などを撤去することは、建築主の責務で行われるものでございます。そのため、現段階では補助金等を交付する考えはございません。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、4回目の質問をいたします。

新たに住宅を建て替えて、道路中心線から2メートルセットバックして敷地の設定を行い、反対側の敷地の方も同様にセットバックして、初めて災害時の避難や緊急車両のできる4メートル道路が完成します。都市計画制定後の初期の段階に確認申請を行う方々にその法令を遵守していただかないと、次から建て替えをする方々が、じゃうちもセットバックしなくていいのではとなってしまうと、永久に建築基準法上の4メートル道路は完成しなくなります。

補助金がないのであれば、その説明をしっかりとっていただきたいが、市としてどういう考えを持っているのかお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 先ほどの回答と同様の趣旨になってしまいますが、市としましては、建築確認申請者への指導を強化していただけるよう千葉県に働きかけていくとともに、市民の皆様にセットバックの必要性についてさらなる周知を図り、確実な履行がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、質問事項2、（2）について再質問いたします。

旧海上中跡地は、飯岡駅や高速バスのバス停が近く、銀行、郵便局、コンビニまで近くにあり、住環境としては大変すばらしいと考えます。移住者向けの分譲などを前提に民間への売却を考えてはどうでしょうか。また、市内業者による住宅建設などを条件とすれば、地域経済への波及効果と人口減少対策の一環にもなると思いますが、市としての考えをお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 議員ご提案のございました移住者向けの分譲など、民間への売却についても検討していかなければならないと考えておりますが、周辺地域の排水等の問題もございますので、その辺のことも考慮しながら、よりよい方策を検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、3回目の質問をいたします。

旧海上中跡地は3万1,000平米もあり、敷地内の道路の計画によっては有効な土地利用が考えられます。また、周辺地域の排水問題に対しても、調整池を設けるなど様々な対応が可能であると考えられます。年間の維持費は30万円程度としても、仮にあと10年このままにしておけば300万円もの経費がかかってきます。できる限り早い検討をしていただきたいが、市としての見解をお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の再々質問に対し答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（榎澤 茂） 市では、医療・福祉の充実した災害に強く安心して暮らせるまちづくりを目指して、都市計画区域の見直しと立地適正化計画の策定を令和8年度を目途に進めております。また、民間のノウハウを活用した生涯活躍のまち・あさひ形成事業として、本年4月に、みらいあさひの一部がオープンしたところであり、まずはこの事業の波及効果などを見極めながら検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） では、4回目の質問をいたします。

慎重に見極めるのは大切なことだと思いますが、千葉県内では、いすみ市を筆頭に他市町村におかれましても移住・定住計画を積極的に推し進めています。これだけ有効利用できる土地が何年もの間使われていない旭市において、さらに慎重に待っていたのでは近隣市町村にも後れを取るのではないのでしょうか。

最後に、いま一度、市としての見解をお聞きします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（米本弥一郎） 市では、生涯活躍のまち・あさひ形成事業のほかにも、人口減少対策として、移住・定住施策や後継者の結婚対策推進など様々な事業を展開しており、今年度は、新たに結婚から定住まで切れ目のない各種支援事業をストップ少子化大作戦と命名し、様々な部署が連携して、チーム旭市役所として取り組むことといたしております。

旧海上中跡地は、みらいあさひと至近距離にあるため、生涯活躍のまち・あさひ形成事業の波及効果などを見極めながら、旧中学校跡地利用検討委員会からのご意見や、議員のおっしゃる移住者向けの分譲なども含めまして、可能な限り早い段階で方向性を示していきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（木内欽市） 井田孝議員。

○8番（井田 孝） ぜひとも早期の方向性を示していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（木内欽市） 以上で井田孝議員の一般質問を終わります。

井田孝議員は自席へお戻りください。

◇ 常世田 正 樹

○議長（木内欽市） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1番 常世田正樹 登壇）

○1番（常世田正樹） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、常世田正樹です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日は、お足元が悪いのにもかかわらず傍聴へお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

2年以上にわたるコロナ禍により人々の生活は困難を極めてまいりました。変異種が次々に登場し、感染者数の日々の増減に一喜一憂する日々です。しかし、コロナウイルスの感染経路や特性がだんだんと解明され、治療薬の研究が進むにつれ、コロナ禍における新たな生活様式、ウィズコロナの時代が到来してきました。社会経済活動の再活性化、海外からの観光客の受入れ、イベントや行事等の活動制限の解除、コロナ禍で失ってしまったものを取り戻すステージへ突入したと言っても過言ではないでしょう。

旭市においても、数年間中止となってしまったイベントや行事等を再開させ、明るく楽しい日々を取り戻しましょう。市民の皆様が暮らしやすい、住んでよかったと思えるまちづくりの一助となれるよう質問をさせていただきます。

私からは、2項目について質問させていただきます。

1項目め、教育環境の充実についてです。

(1) 市内小・中学校におけるナプキンの設置についてお尋ねいたします。

フリーナプキンとは、誰でも無料で使える生理用品のことです。市内の小・中学校のトイレに生理用品を設置する活動に取り組んでいる方が旭市内にいらっしゃいます。この方は、生理用品を自腹で購入したり、SNS等でこの方の活動を知った方から寄附された生理用品を市内の小・中学校へ設置したり、定期的に補充する活動に取り組んでいます。

コロナ禍による経済的な理由をはじめとし、ネグレクト等の家庭環境、症状の個人差に対する周囲の理解不足など、生理用品を十分に得ることができない生理の貧困が社会的な問題となっており、生理用品を購入することができないために、トイレットペーパーで代用する子どもたちが、現に旭市内でも存在します。保健室で無償提供しているが、人の目を気にしたり、恥ずかしいという理由からもらいに行けないという子どもたちもたくさんいます。

当初、この方の活動は、自腹で購入した生理用品を富浦小のトイレへ設置することから始まりました。その後、設置してもいいよという学校が増え、自らの生活費を切り詰めて生理用品の購入代金を捻出していましたが、経済的に厳しい状況となっていた折、千葉日報の取材を受け、またSNSでの広がりによって寄附が集まり始め、現在、市内小学校5校（富浦小、干潟小、矢指小、飯岡小、三川小）、中学校2校（旭一中、飯岡中）、計7校の女子個室トイレへナプキンを設置し、定期的に補充する活動を続けております。

しかし、寄附に頼る活動は安定的な継続が難しく、活動が中止されてしまうと、設置され

たことで安心感を得られていた子どもたちが失望することにもなります。早急な行政の支援が必要であると考えます。

以上の点を踏まえ、質問いたします。現在の市内小・中学校における生理用品の提供状況はどうなっていますか。

(2) 学校給食の無償化への取組、オーガニック給食についての見解、また地産地消の取組についてお尋ねいたします。

前回の一般質問の際、学校給食の無償化について伊藤房代議員、松木源太郎議員から質問がありましたが、今回、オーガニック給食についての要望を市民の皆様よりいただいておりますので、学校給食について再度質問させていただきます。

先日、オーガニック給食の導入について請願書を提出したいという相談を、30代のママさん方からいただきました。陳情書では効力が薄いという方がいらっしゃるとのことでした。小さいお子さんがいるママさん方が、請願や陳情について真剣に考えているということに驚きもし、また感心もいたしました。詳しく話を聞きますと、インターネットやSNSを中心にオーガニック給食の取組を推進している全国の人々とつながって、情報交換をしていることが分かりました。

子どもたちに安全・安心な食べ物を提供したいという親御さんの心はよく分かります。しかしながら、簡単に切り替えられるものではないということは、そのママさん方も分かっています。

学校給食の無償化は全国的にも多くの保護者の方が熱望しています。コロナ禍における給食費の無償期間は本当にありがたかったという保護者がたくさんいます。また、コロナ禍による収入の減少、失業、転職等で、給食費の負担が大きいという意見も多数耳にします。

昨年6月の数字ですが、県内54市町村のうち、学校給食の無償化を行っている自治体は18市町です。県内3割の自治体が既に取り組んでいるのです。浦安市では、進学等で特に出費がかさむ小学校6年生と中学校3年生の給食費を無償化することを4月から始めました。

このような自治体の動きに触発されたわけではないと思いますが、千葉県でも6月の県議会における自民党代表質問への知事の答弁で、給食費の無償化を令和4年度内に実施する旨の発言がありました。これは、全世帯無償化ということではなく限定的な措置になるかと思いますが、旭市のように第3子以降のお子さんの給食費を無償化している自治体については、現在の事業費を県の支援策へ上乘せし、無償化の対象世帯を増やすことにつながるかと思えます。

以上のことを踏まえて、少子化対策、移住・定住の促進に力を入れている我が市にとって、給食の無償化は取り組むべきことであると思います。学校給食の無償化について取り組む考えはありますでしょうか。

大きな2項目め、市民サービスの向上に向けてです。

(1) 市職員の待遇改善についてお尋ねいたします。

夜中に市役所の中の照明がついているのは防犯のためですかと市民の方に質問されたので、23時過ぎに私も行ってみました。確かに照明がついております。職員の方に聞いてみたところ、残業をしているためとの回答でした。23時過ぎに残業をしていることに驚きました。

総務省が令和3年12月24日に発表した地方公務員における働き方改革に関わる状況、令和2年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果によりますと、地方公務員の残業時間は平均で年119.3時間、月当たり約9.9時間となっています。課によって残業時間の差があることは、旭市役所においても想像することができます。確定申告の時期の税務課、コロナワクチン接種業務を行う健康づくり課、社会福祉課も多くの仕事を抱えていそうです。

しかし、総務省発表のデータと旭市の職員の残業の実情、23時過ぎまで残業しているということがどうしても重なりません。職員の方から聞いた話では、月30時間を超える場合は事前に申請が必要であるようですが、個人の能力が不足しているのだからサービス残業は当たり前であるという風潮になっていないか。また、職員自らが判断してサービス残業にしているか。どの課がどれくらいの残業をしているのか。有給の取得状況についてお聞かせください。

以上、2項目が1回目の質問になります。

再質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、教育総務課から、1の教育環境の充実についてお答えいたします。

まず(1)の市内小・中学校における生理用品の提供や設置状況につきましては、市内の全小・中学校の保健室において、急に必要となった場合などに女子児童・生徒に配付を行っております。昨年度は市内の全小・中学校に対しまして生理用品の配付希望調査を行い、令和3年10月に配付を希望した学校に対して、ナプキンを配付いたしました。

また、ナプキンを必要とする女子児童・生徒が気軽に保健室へ申出できるよう、啓発ポス

ターを女子トイレや保健室に掲示しております。

続いて、(2)の学校給食費の無償化についてのご質問です。学校給食費の無償化は、議員おっしゃるとおり、少子化対策や定住促進に有意義な施策と思われます。市では、子どもの多い世帯の負担軽減を図るため、第3子以降の学校給食費の無償化を行っているところでございます。

完全無償化の実施に当たっては年間約2億円の財源が必要となります。将来に向け、市単独で継続的な施策とするにはその財源の確保が必須であり、財政運営に大きな負担となることが懸念されております。

以上のことから、現時点では実施は難しいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、私のほうから、大きな2点目の(1)時間外勤務や有給休暇の取得状況について申し上げます。

現状で申し上げますと、新型コロナの集団ワクチン接種あるいは各種給付金の交付事務などを担当する部署は、確かに夜遅くまで勤務している職員が多い状況にあります。その中には、議員がおっしゃる月30時間を超える職員もおります。この場合には、議員がおっしゃっていましたがように総務課長との協議が必要となっております。ただし、30時間を超えた場合でも残業手当は、いわゆる時間外勤務手当は正当に支給はしております。

また、議員から説明いただいた総務省の統計データ、令和2年度の数値ということでございました。時間外勤務につきましては、選挙があったり、あるいは災害などがあったり、年度によってばらつきがございます。本市が現時点でお示しできる時間外勤務のデータについても、議員おっしゃったのと同じく令和2年度の実績で申し上げますと、職員1人当たり月6.9時間でございます。また、職員1人当たりの年次有給休暇の取得につきましても、こちらも令和2年度の実績でございますが、千葉県内の市平均11.9日に対しまして、本市は9.2日でございます。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。答弁に対し再質問をさせていただきます。

1項目めの(1)市内小・中学校におけるナプキンの設置についてお尋ねします。

ナプキンを設置することで想定される懸案事項について、衛生面は大丈夫か、トイレに捨

て詰まらせる等のいたずらは発生しないか、大量に持ち帰られる心配はないかという問題を以前中学校の先生から相談を受けましたが、どの学校も設置して数か月が経過しておりますが、いまだに発生しておりません。

千葉県教育委員会では、トライアル設置後、県内全ての県立中学・高校の計123校で、本年1月からトイレ内にナプキンを常設することになりました。4か月間のトライアルで、養護教諭らから生理用品を受け取る対面式と、養護教諭らを介さずに受け取る非対面式を比較調査しました。対面式の利用865個に対し、非対面式では5倍以上の4,594個でした。旭市として、自由に使えるナプキンを設置する、導入する考えはございませんでしょうか。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 県内全ての県立学校において1月から、女子トイレ内にナプキンを常設していることは承知しております。ただ、女子トイレに常設設置する場合は、ナプキンが簡易包装であるため設置場所の確保や設置方法などに不安があり、また補充管理における職員への負担なども考えられます。また、保健室配付で対面式のメリットとしまして、小・中学校の養護教諭が直接児童と接することができ、困り事の早期発見につながることもあると聞いております。

いずれにしましても、今後、県内市町村の動向に注視しながら、フリーナプキンの導入など検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 厚生労働省が本年3月にプレスリリースした、生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査では、生理の貧困の問題を抱えている小・中学生は世帯収入が低いほど入手に苦労しており、ほかのことにお金を使わなければならない。自分で買うのは恥ずかしいから保護者に買ってきてほしいが、恥ずかしくて頼めない。頼んでも買ってくれない。保健室に行って養護教諭から受け取るのが恥ずかしいからもらいに行けないという悩みを抱えています。

精神的な健康状態について、鬱病、不安障害などのスクリーニングに用いられる尺度であるK6という測定方法がございますけれども、その方法を用いて測定した結果、合計得点が高いほど精神的な不調が深刻な可能性があると言われておりますが、生理用品の購入、入手に苦労したことがある人の平均値は13.1点、苦労したことがない人の平均点は6.4点で、精神

的な健康状態が悪い可能性が示唆されております。その結果、イベントや遊びの予定を諦める、学業に集中できない、学業の休憩の頻度が増える、学校を遅刻、早退、欠席するという深刻な影響を及ぼしております。

コロナ禍によって多くの学校教育活動が制限され、子どもたちは不本意な日々を過ごしています。さらには、コロナ禍による世帯収入の減少、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う景気の悪化等により不安な日々が続いています。行政として、子どもたちへしてあげられることはどんどん推進していくべきであると考えますが、ぜひ教育長のナプキン設置についての見解をお聞かせください。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（諸持耕太郎） 常世田議員のご質問にお答えいたします。

生理用品のことだけに限らず、全ての子どもたちが精神的に不安なく学業に専念できる体制が望ましいというふうに考えております。市内においては、寄附で集めたナプキンを市内小・中学校の女子トイレにボランティアで常時設置する活動に取り組んでいる方のお話は伺っております。児童・生徒の学校での生活環境をよりよくするためご尽力いただいて、誠にありがたいというふうに思っております。

女子トイレのナプキン設置につきましては、県の動向を参考にしながら、学校現場との調整を図り、メリット、デメリットをそれぞれ整理した上で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（木内欽市） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 教育長、ありがとうございます。

トイレトペーパーと同じ扱いの消耗品として、市内小・中学校の全校へナプキンの設置をしてあげたら、喜ぶ子どもたちはたくさんいます。そうすれば、現在生活費を切り詰めてまで自腹で市内の小・中学校のトイレへナプキンを設置している活動が報われます。旭市にこれほどのボランティア精神を持って活動されている方がいらっしゃることは、旭市民として私は誇りに思います。まさにシビックプライドのお手本であると思います。市長が常日頃よりおっしゃっているオール旭、「一人も取りこぼさない福祉のまち旭市」を実現する一歩につながると私は思います。回答は結構でございます。

次の質問に移らせていただきます。

1項目めの（2）学校給食の無償化への取組、オーガニック給食についての見解、また地

産地消の取組について再質問させていただきます。

給食に用いる食材を有機農産物へ切り替えてほしいという保護者の方が、旭市内でたくさん増えてきました。ふだん口にする食べ物も、添加物や化学調味料が入ったものをほとんど摂取しないというご家庭も年々増えています。そういう方は、出産後に体調を崩されたり、また早産であったお子さんの体が弱く、すぐに寝込んでしまうような状況でありましたが、有機農産物を主とした食生活の切替えによって母子ともに健康になったそうです。そういった保護者の方々がSNSを通じて仲間になり、全国規模の団体をつくって活動しています。

市内でも、オーガニック給食についての座談会や勉強会をママさん方が頻繁に開いています。オーガニック給食について取り組む考えはございますでしょうか。

○議長（木内欽市） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時 0分

○副議長（林 晴道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めます。よろしく願います。

引き続き、常世田正樹議員の一般質問に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） オーガニック給食について取り組む考えはあるのかというご質問です。

子どもの健やかな成長のためにオーガニック給食が望ましいとのご意見があることは理解できるところでございます。一方で、オーガニック食材については価格が高価であることや、給食に必要な一定数の確保が課題となります。現在の旭市の学校給食は1日約5,000食分の食材等を安定的に購入する必要があり、食材購入は安価で安全、安定供給可能な市内業者より購入をしております。

有機野菜は高価であるため、導入に当たっては財源の確保が必要であり、また給食の食数に応じた有機農産物の確保が難しい現状においては、オーガニック給食の導入は困難と考えております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） ありがとうございます。

午前中、フリーナプキンについて触れさせていただきましたが、県民の日にもかかわらず、傍聴席に、活動されている石橋さんがお見えになりました。まさにシビックプライド、市民のお手本だと思います。どうかフリーナプキンの設置、よろしく願いいたします。

すみません、話がそれました。

無償化、オーガニック化がすぐにできないことは分かります。しかし、予算がないからできないという理由だけでは市民の皆さんは納得することができません。例えば、市営農場をつくり給食専用のオーガニック野菜を作る、そういったことも視野に入れる可能性もあると思います。

近隣の市で学校給食の無償化がなされたり、給食のオーガニック化を達成されたときには手後れです。オーガニック給食を食べることができるほかの市へ越境入学するご家庭が出るかもしれません。また、転出するご家庭も出るかもしれません。人口流出に歯止めをかけ、流入人口の増加を目指す我が市にとって、無償化やオーガニック化等の学校給食への取組は必須であると私は考えます。その点について、市長の考えをお聞かせください。

○副議長（林 晴道） 常世田正樹議員の再々質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 学校給食の完全無償化につきましては、県において市町村への支援の在り方を検討するとともに、国に対して新たな補助制度の創設を要望しているところでございます。完全無償化の実施に当たりましては、市民の負担が増加しないよう、国・県の財政支援や経済及び財政状況を注視し、慎重に検討してまいります。

また、オーガニック化につきましては、食材の安定供給や価格の観点から、有機農業の普及状況、安定供給可能な体制整備など、現状では解決しなければならない課題が多いものと考えております。よろしく願いいたします。

○副議長（林 晴道） 常世田正樹議員。

○1番（常世田正樹） 無償化、オーガニック化がすぐにできないのであれば、より一層の地産地消を推進していただきたいです。その地域、風土で育った農産物はその地域に住む人の体との相性がよいと昔から言われております。また、毎日処分場で燃やしているだけの給食残渣の、例えばコンポスト化、堆肥化を行い、市内農家や家庭菜園をしている方へ無償提供をする取組を取り入れることも、SDGsの観点から重要であると私は考えます。

私は、持続可能な農業（サステナブルアグリカルチャー）を大学、大学院と研究を行ってまいり、現在有機農家として実践しております。持続可能な事柄を実行することは、通常よりも手間がかかることを自ら経験してきました。SDGs（持続可能な開発目標）の流行に乗るだけなら簡単です。しかし実現するには骨の折れる仕事です。SDGsの視点から、給食の無償化、オーガニック化、地産地消は、必ずや取り組むべき活動であると私は考えます。SDGs先進都市、旭市をぜひ実現しましょう。回答は結構です。

次の質問へ移ります。2項目め、（1）市職員の待遇改善についてお聞きします。

総務省が発表している月当たりの残業時間数は全国平均で9.9時間、対する旭市は平均で6.9時間です。数字だけ見ると、旭市はかなり健全な残業時間であると思われます。課別また班別に見ても、企画政策課統計班の52.3時間、総務課新庁舎建設班の28.3時間、税務課課税班の28時間、建設課土木班の27.2時間ほか、総務課庶務行政班、社会福祉課保護班、財政課財政班が月当たり平均で20時間以上の残業をしています。日数で割っても最大で1日当たり2.6時間程度となります。しかしながら、平均という数字に埋もれてしまい、深夜まで頻繁に残業している実情があることも耳にしております。

二、三時間程度の残業でしたら家族と触れ合う時間もあるでしょう。しかし、家族が寝入ってしまう時間に帰宅する日が頻繁にあるのは、健全ではないと思います。残業手当がきちんと支払われているのだからと、お金で解決できることではないと思います。人間が人間らしく生きられる、暮らせる状況を整えなければ、今後公務員を志望する若者は減少するばかりだと思います。どうしたら残業時間を減らせるのかについての見解をお聞かせください。

○副議長（林 晴道） 常世田議員の再質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 現在行っております包括的な取組、削減対策といたしましては、先ほども申し上げましたが、所属長が月に30時間を超える時間外勤務を命令する場合は総務課長と協議をすること。毎週水曜日をノー残業デーとすること。それから、例えば夜間納税窓口など勤務時間外に行う業務で、あらかじめ終業時刻が把握できる場合は、時差出勤制度を利用することなどを現在は行っております。

これからの削減につきましては、もっとほかにもあるはずですので、削減の対策については、終始考えていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 常世田議員。

○1番（常世田正樹） 様々な対策、対応をいただきありがとうございます。

私は、市民の皆様からの要望を各課へお伝えするために、頻繁に市役所を訪れます。度々目にするのが、職員の方が市民の方から叱責されている場面です。窓口での対応が悪い、不親切、電話が繋がらないなどという苦情を私も耳にしております。しかし、窓口業務の職員の方がそんな日々が続けば、精神及び身体に不調を来す方が多くなるのは当然です。

令和3年12月に総務省が公表した令和2年度地方公務員のメンタルヘルス対策に関わるアンケート調査結果から、職場内外の対人関係、業務内容の困難な事項等により休職する方が多いことが分かります。また、休職した方のうち休職後1年以内に復帰した方は半数、そのほかの方は、休職を続けるか、または退職しています。復職しても再度休職する方は半数もいます。そういったことから、休職に至る前に対策を講じることが重要であると思います。

以前、嶺山華英議員の一般質問で答弁された内容から、旭市でも職員のメンタルヘルス対策に力を入れていることは分かります。しかし、現実として旭市でも精神的理由で休職している職員の方がいらっしゃいます。精神的理由で休職されている方の人数また精神的理由で休職している職員に対して、どのようなケアサポート対応を行っているのでしょうか、教えてください。

○副議長（林 晴道） 常世田議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 現在休職中の職員の人数は、令和4年5月末現在になりますが6人でございます。対象の職員は、かかりつけ医に定期的に通院しております。

このほか、市のメンタルヘルスケアとしましては、臨床心理士を任用し、月に2回程度、希望する職員にカウンセリングを行っております。また、職員全員に対しまして毎年ストレスチェックや職員アンケートを行っており、高ストレスと診断された職員には、希望により医師による面談を行っております。さらに、メンタル的な不調を予防するため、新規採用職員向けに令和元年度から毎年研修を実施しております。

以上です。

○副議長（林 晴道） 常世田議員。

○1番（常世田正樹） ご回答ありがとうございます。

前出した総務省のアンケート調査結果の自由記述欄に次のような記載がありました。新型コロナウイルス感染症により職員同士の関係が希薄となっており、コミュニケーションが不足している。新型コロナウイルス感染症に関わる業務の増加による時間外勤務者が増えたことにより、メンタ

ルヘルス不調者が出てきている。人員削減、権限移譲等による業務増の結果、担当職員1人に業務が集中してしまっている。コロナの影響で歓迎会や飲み会等がなくなってしまったことで、先輩職員と顔見知りになったり、忌憚のない意見を言ったりする場がなくなってしまったことも、若手職員が不調を来す大きな理由の一つであると思います。

40代の職員から聞いた話ですが、職場や対人関係のストレス、仕事への不満などを飲み会の場で先輩職員に聞いてもらい、諭され、叱咤され、時には同情されて、何とかこれまで勤めてこられたと言っていました。ウィズコロナの時代になりました。感染対策をしっかりと行った上でそういった場をつくってあげるのも、メンタルヘルス対策の一環ではないかと思えます。

人は宝、人は財産です。市民の皆様のために公共サービスを提供し続ける市職員の方の待遇が心配になり、今回の質問に至りました。市職員の方がやりがいを感じ、充実した生活を送れることが、ひいては公共サービスをさらに充実させ、市民の皆様還元されることと思われれます。旭市にとって市民の皆さんは宝です。市民の皆さんは旭市の財産です。市民の皆さんのために公共サービスを提供し続ける市職員の方も、また宝であり財産です。チーム旭でまちづくり、市民の皆さんが笑顔で暮らせるまちをつくりましょう、市長。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○副議長（林 晴道） 常世田議員の一般質問を終わります。

常世田正樹議員は自席へお戻りください。

◇ 片 桐 文 夫

○副議長（林 晴道） 続いて、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（10番 片桐文夫 登壇）

○10番（片桐文夫） こんにちは、議席番号10番、片桐です。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

生涯活躍のまち、みらいあさひがオープンし、今後は居住施設などが整備されます。また、旧飯岡中学校跡地のサッカー場、しおさいスタジアムも全面的にオープンとなるようで、ますます交流人口の増加が期待されます。そこで本日は、幹線道路として期待される路線の安全対策と公園の遊具について2項目4点の質問を行います。

初めに、新設道路の安全対策について。

旭中央病院アクセス道は、国道126号旭警察署東側から東総広域農道まで開通しました。

新しいルートができ大変便利になりましたが、一方では、既に交通事故が発生し危険な交差点があると聞いています。また津波避難道路も一部供用を開始しました。そこで、安全対策について2点質問します。

1点目、旭中央病院アクセス道について、どのくらいの交通量を見込み、供用開始に当たってどのような安全対策を施したのか伺います。

2点目、津波避難道路はまだ部分的な供用ですが、既設の道路との接点となる交差点について、標識などの安全対策はどのような状況になっているのか。2路線それぞれについて伺います。

2項目めとして、公園の遊具について。午前中の崎山議員と重複しますが、再度伺います。幼児期における運動の意義というのは、今さら申すまでもないと思います。おひさまテラスがオープンし雨の日でも利用できるようになりましたが、天気のいい日は外で体を動かすということが大変重要だと思います。遊具ばかりを使ってということではありませんが、現在使用できない遊具がたくさんあるように感じますので、幾つか施設を限定して質問します。

1点目、袋公園、仁玉アメニティ公園は、特に多くの遊具が老朽化等で使用禁止になっているように感じますが、それぞれ幾つの遊具があつて、使用禁止になっている遊具が幾つあるのか。そして、使用禁止の遊具について、修理や新設などの計画はどうなっているのか伺います。

2点目、文化の杜遊具広場については、滑り台の降り口など土が掘れて、雨上がりなど水たまりができていて箇所が何か所かあります。このような状況を把握しているのか。また土を入れるなど早急に対策できると思いますがどうですか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

再質問以降は質問席で行います。どうぞ分かりやすい答弁をお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 片桐文夫議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、建設課からは、1、新設道路の安全対策について、（1）の旭中央病院アクセス道の安全対策、交通量の見込み、それと（2）津波避難道路2路線の安全対策についてご回答申し上げます。

初めに、旭中央病院アクセス道は、どのくらいの交通量を見込み、どのような安全対策を施したのかというご質問でございます。旭中央病院アクセス道の計画交通量は、設計を行った平成17年度時点で、令和12年度における推計交通量としまして1日当たり最大9,800台を

見込んでおります。続いて、安全対策についてですが、こちらは供用開始後に数件の交通事故が発生したところをごさいます、このような事故も踏まえまして、緊急に旭警察署と安全対策の協議を行い、特に多くの事故が発生した2か所の交差点につきまして、注意喚起のため停止線の手前へ路面標示やカラー舗装などを設置したところをごさいます。

続きまして、(2)津波避難道路の部分的な供用について、安全対策はということをごさいます、既存の道路との接点、交差点ということをごさいます、まず横根三川線をごさいます、こちらは国道126号と接続する箇所をごさいます。飯岡中学校前を通りまして飯岡バイパスに出る部分をごさいます、こちらはバイパスのほうが片側2車線の道路で、飯岡中学校方面からの車両は、飯岡バイパスへ進入する際は左折のみとなります。このため、当該箇所では矢印の標識を設置しております。

今後、さらなる対策としまして、飯岡バイパス接続部の手前にさらに看板等を設置しまして、安全対策を講じてまいるつもりでおります。

続いて、椎名内西足洗線をごさいます、こちらは、県道飯岡一宮線との交差点をごさいます、当該箇所につきましては、警戒標識等により注意喚起しているところではありますが、今後の交通量や、また事故等発生状況を踏まえまして、さらに安全対策を講じてまいるつもりでございます。

以上でございます。

○副議長(林 晴道) 都市整備課長。

○都市整備課長(飯島和則) 都市整備課からは、2、公園の遊具についてのうち(1)の袋公園、(2)の文化の杜公園についてお答えいたします。

まず、(1)遊具の総数と使用禁止になっている遊具の数、修理や新設の計画はということをごさいます。袋公園には18基の遊具が設置してありますが、現在2基の遊具を使用禁止にしております。一つ目は、じゃぶじゃぶ池に設置している吊り橋渡りで、老朽化による破損のため全面使用禁止としております。この遊具につきましては全体的な補修が必要なことから、復旧工事を予定しております。なお、老朽化した部材につきましては先日撤去を行いまして、夏期に実施を予定しているじゃぶじゃぶ池の運用に支障が生じないようにいたしております。あと二つ目は、芝生広場西側に設置している複合遊具で、取付け金具の老朽化により一部を使用禁止としておりましたが、先日補修が終了したため、現在は利用制限を解除しております。

今後も、不具合が発生している遊具につきましては、緊急度や使用頻度等から改修方法を

検討した上で修繕や新設等最適な対策を施し、利用者の安全確保に努めてまいります。

続きまして、(2)文化の杜公園の遊具についてでございます。文化の杜公園の遊具広場には8基の遊具が設置しております。多くの利用者にご利用いただいていることもありまして、水たまりについては5基の遊具で周囲の土が全体に削れまして、雨上がり等に水たまりができてしまっております。今後は定期的な盛土や適切な補修を実施し、遊具を利用される方々が快適で安全に利用できるよう努めてまいります。

以上です。

○副議長(林 晴道) 農水産課長。

○農水産課長(池田勝紀) 農水産課からは、仁玉アメニティ公園の状況についてお答えいたします。

仁玉アメニティ公園の遊具の数は、スプリング遊具20台、ストレッチ遊具10台の計30台です。そのうち使用できないものは、スプリング遊具11台、ストレッチ遊具3台の計14台になっております。

遊具の修繕の計画についてなんですが、設置後27年経過し老朽化が進行していることから、利用状況を総合的に判断した上で修繕または撤去の判断を行い、適正な管理を進めていきたいと思っております。あわせて、撤去後の再設置についても同様に検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長(林 晴道) 片桐文夫議員。

○10番(片桐文夫) それでは、旭中央病院アクセス道について再質問を行います。

ただいま具体的な回答をいただきました。その中で、琴田地先と江ヶ崎地先でもう既に事故が何件か起こっているかと思っております。実際に供用を開始してまだ3か月ほどですが、現状の対策で十分なのか。私はさらなる対策が必要な箇所があると思っておりますが、その点についてどうお考えですか。

○副議長(林 晴道) 片桐議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(浪川正彦) それではお答え申し上げます。

今後の安全対策につきましては、まず既に施工しました対策の効果、それと今後の交通量の増加を踏まえまして、引き続き旭警察署と連携し対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長(林 晴道) 片桐議員。

○10番（片桐文夫） 旭中央病院アクセス道、3回目の質問を行います。

津波避難道路も早期の全面開通が期待されるわけですが、道路の新設や改良によって交通量が大幅に増え、思いも寄らないようなところで事故が発生するという事も考えられます。新設などに当たっては入念に検討し、きめ細かな対策を事前にしっかりとやるということが重要だと思いますがどうですか、伺います。

○副議長（林 晴道） 片桐議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それではお答え申し上げます。

新設道路の供用開始に当たりということでございます。新設道路につきましては、これまでの経過や地域の特性を鑑みて、信号の設置、規制標識及び警戒標識など安全対策について、議員おっしゃるようきめ細かな対策が講じられるよう、千葉県警察本部や所轄の旭警察署と協議してまいりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（林 晴道） 片桐議員。

○10番（片桐文夫） よろしく願いいたします。また、大きな事故になる前に行動をお願いしたいと思います。

それでは、2点目の津波避難道路について再質問いたします。

横根三川線、椎名内西足洗線についてそれぞれご回答いただきました。どちらも大きな事故につながりかねないと思いますので、手後れにならないように、しっかりと安全対策をお願いいたします。

横根三川線について再質問します。飯岡中学校南側交差点に横断歩道の設置はできないでしょうか。朝など登校の時間帯で通勤時間が重なり、安全に登下校できるように横断歩道が必要だと思いますがどうですか。

○副議長（林 晴道） 片桐議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） 飯岡中学校南側交差点、当該交差点につきましては飯岡中学校への通学路で、通学時間帯には多くの生徒が通行しております。現在、一部供用を開始した区間でもありまして、交通量の増加が見込まれますので、横断歩道の設置につきまして、旭警察署などと協議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（林 晴道） 片桐議員。

○10番（片桐文夫） 津波避難道路の再々質問を行います。

最初に、横根三川線ですか、バイパスの出口のところですね。矢印が、先ほど課長の答弁の中でも、標識なり分かりやすくやっていくということなんですけれども、国道にぶつかる場所ですから早急に対応をお願いして、あそこ右側、反対車線を通って農協の前の信号まで来たという車が何台かありますので、その点を早めをお願いしたいと思います。

それと椎名内西足洗線の海岸道路にぶつかる場所ですか、あそこも、私も何回か通るんですけれども、冷やっとする思いがあります。手前に、確かに課長が言うように看板が設置してあるんですけれども、三つか四つ看板が設置してあるんですけれども、そのうちの2個か3個が風のために倒れているんですね。県道の海岸道路沿いのやつだけが、一つだけが立っている状態で、行くともう交差点で冷やっとして、あっ、道路だというような感覚を覚えますので、早めにあそこもやったほうが、大きな事故になる前にお願いしたいと思います。

○副議長（林 晴道） 片桐議員の再々質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（浪川正彦） それでは、お答え申し上げます。

横根三川線バイパスへの出口でございますが、さらに左折のみというような方向が運転者に意識できるような標示方法、様々な標示方法を検討しまして、早急に対応してまいりたいというふうに考えております。

続いて、椎名内西足洗線の飯岡一宮線交差点でございます。確かに、議員おっしゃるように、看板が都度、風の影響で倒れることがございまして、倒れている場合には、復旧している状況でございますが、これにつきましても設置方法も含めて改めて検討するとともに、また追加の様々な標示方法についても早急に検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○副議長（林 晴道） 片桐議員。

○10番（片桐文夫） ぜひとも事故が起こる前に行動をお願いしたいと思います。

2項目めの公園の遊具について、（1）の袋公園、仁玉アメニティ公園の再質問を行います。

袋公園については修繕の予定があるようですので、よろしくお願いたします。仁玉アメニティ公園は半数近くの遊具が使えないという回答でした。今後についても、これから検討するという回答だったと思いますが、現時点で全く計画がないということでしょうか。公共施設の個別管理計画はどうなっているんですか、伺います。

○副議長（林 晴道） 片桐議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画では、農村公園の整備及び管理に関する方針として、現状のまま維持管理を進め、老朽化の進行した遊具については、利用状況等を総合的に判断した上で修繕または撤去の判断を行い、事故の発生を未然に防ぐ適正な管理を継続し、また利用頻度や施設状況等に応じて、存廃について検討していくこととしています。

したがって、仁玉アメニティ公園につきましても、この個別計画に沿って進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○副議長（林 晴道） 片桐議員。

○10番（片桐文夫） 課長、ありがとうございました。

今、個別のあれを話してもらったんですけども、私、仁玉アメニティ公園についてはもう何年もそのままの状態、黄色いテープが巻いてあるような状態だと思います。先日も行ってやってみたら、先ほどの課長の回答ですとスプリング遊具20台というお話でした。ほぼほぼ使えません。せっかく休みの日にお年寄りがお孫さんと散歩する、これからアジサイが咲いて、いいジョギングコース、散歩コースですか、というあれになっていくかと思っております。その中で子どもが遊ぶスプリング遊具については全然使えない状態がもう何年も続いているということです。

あとストレッチ遊具ですか、ストレッチ遊具はまだまだ全然問題なく使っている方もおります。ただ、そのスプリング遊具についてだけ、危険ですから、もし撤去するものであれば、テープを張るだけでなく早急な手だてをしていただきたいと思います。それはどうですか。

○副議長（林 晴道） 片桐議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（池田勝紀） 遊具につきましては、片桐議員おっしゃるとおり結構長い期間、そういった状態が続いていたというのが現状だと思います。市としましては、ちょっとその辺目配りが足りなかったのは、この場をお借りいたしましておわび申し上げたいと思います。

あそこの公園を歩いていくと、アジサイの時期になると大変景観もいいところでございまして、お子さんだけでなく散歩している方もかなり多いと聞いていますので、見てくれもちよっと悪いので、この辺ランニングコストとかいろいろ考えながら、また同じものを同じ場所にそれだけ設置するのか、それとも、もうウォーキングの方に特化するのか、その辺

いろいろ今後検討しながら進めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

○副議長（林 晴道） 片桐議員。

○10番（片桐文夫） どの施設についても言えることですので、よろしくお願ひいたします。

しっかりと維持管理をしていくには、当然費用が必要になります。子どもは社会の宝です。初めに言いましたように、外で体を動かすということは児童の心身の健全な育成に欠かせないと思ひます。しっかりと予算をつけて、子どもたちに遊び場を提供していくということが必要だと思ひますが、これについて市長のお考えを伺ひます。

○副議長（林 晴道） 片桐議員の4回目の質問に対し答弁を求めます。

米本市長。

○市長（米本弥一郎） 議員おっしゃるように、体を動かして遊ぶことは、全ての子どもの心や体の発育にとって必要不可欠なものであり、重要なものであると考えております。公園に設置されている遊具を使った遊びもその大切な一部でありますので、担当課からも答弁申し上げたとおり、今後も定期的な保守点検を継続しながら適正な維持管理を実施し、子どもたちの遊び場と安全の確保に努めてまいります。よろしくお願ひします。

○副議長（林 晴道） 片桐議員。

○10番（片桐文夫） ぜひともよろしくお願ひいたします。

それでは、（2）の文化の杜公園について再質問いたします。

先ほど私が1回目の質問で言って、課長のほうから答弁もらったんですけども、早急な手だてをしていただきまして、今滑り台のところの水たまりは解消されています。ありがとうございます。

ただ、その仕事を私見ていたんですけども、ただ単に土を入れたという、赤土ですか、を入れたというだけの作業のような感じがしました。あれではまた同じことが言えるのかと思ひますので、二度とそういったあれにならないような手だてを最初にしっかりとやれば、そういったことはないのかなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。どうですか、それに対して。

○副議長（林 晴道） 片桐議員の再質問に対し答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（飯島和則） 確かに、今は原状復旧ということで土を入れて、定期的に土を入れるようにしたところでございます。土なので、定期的に補充していかないと掘れてしまう状況ではございます。中には保護シートなどを利用したものもございますので、いろいろ

経過を見ながら対応していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上です。

○副議長（林 晴道） 片桐議員。

○10番（片桐文夫） ぜひともお願ひいたします。

公園は、都市公園、児童公園、農村公園と、旭市にはたくさんの公園があります。またそのほかにも、学校の小学校の遊具についても同じことが言えるのかと思えますので、ぜひとも維持管理を徹底していただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（林 晴道） 片桐文夫議員の一般質問を終わります。

片桐議員は自席へお戻りください。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○副議長（林 晴道） これにて本日の会議を散会します。

なお、次回は明日定刻より会議を開きます。

ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

散会 午後 1時44分